

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月 3日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 木 田 綾 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月 3日 午前 8時30分から 令和 7年10月10日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年10月17日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年11月 7日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年10月20日 午前 9時00分から 令和 7年10月21日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月 3日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 東茨城郡茨城町大字前田字東原

地 番 1707番3

地 目 宅地

地 積 2244.75平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路一部雑種地



物 件 明 細 書

令和 6年 9月 9日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 片 見 光 雄

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

地籍図上筆界未定である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 東茨城郡茨城町大字前田字東原
地 番 1707番3
地 目 宅地
地 積 2244.75平方メートル
(現況)
地 目 公衆用道路一部雑種地



令和6年（ケ）第28号
令和6年3月11日受理
令和6年4月8日提出

現況調査報告書

水戸地方裁判所

執行官 大 宮 健 男

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1	所 在	東茨城郡茨城町大字前田字東原
	地 番	1707番3
	地 目	宅地
	地 積	2244.75平方メートル

(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり						
住 居 表 示	(住居表示未実施)						
土 地	物件 1						
現 況 地 目	☐ 宅地(物件) ■公衆用道路一部雑種地(物件 1) ☐ 畑(物件) ☐ 雑種地(物件) ☐ 山林(物件) ☐ ☐						
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり □地積測量図のとおり ■土地建物位置関係図のとおり ☐						
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■土地所有者 □その他の者 □上記の者が目的外建物を所有し、占有している □上記の者が通路として使用し、占有している □上記の者が資材置場として使用し、占有している。 ■上記の者が現況地目の態様で占有している □「占有者及び占有権原」とおり ☐						
そ の 他 の 事 項	本土地は公図上筆界未定地である。						
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	■ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日]						
建 物 (目 的 外 建 物)	■ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)						
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり						

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	本件土地には東京電力に電柱を立てさせています。本件土地内に何か埋設しているものではありません。隣地との境界争いや自然災害による損傷もありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 本件物件の状況は、別紙土地建物位置関係図及び添付写真のとおりである。
- 関係人の陳述、地積測量図、公課証明書、現況等により、2枚目のとおり占有認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6 年 3 月 12 日 (火) : - :	執行官室 (文書)	市役所宛て照会 (回答あり)
6 年 3 月 13 日 (水) : - :	執行官室 (文書)	A宛て照会 (回答あり)
6 年 3 月 26 日 (火) 12:45 - 13:00	物件所在地	物件特定、占有調査、立入調査、写真撮影 評価人同行
6 年 3 月 26 日 (火) : - :	執行官室 (文書)	東京電力宛て電柱照会 (回答あり)
6 年 4 月 2 日 (火) 11:20 - 11:30	物件所在地	物件再確認、占有調査、立入調査、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

土地建物位置関係図

令和6年(ケ)第28号

S=1:500

写真撮影位置方向

※この図面は現地概測等により作成したものであり、実測図ではありません。

物件1

「公衆用道路一部雑種地」
(登記地目は宅地)

評価人概測地積: 約880㎡
(登記地積は2244.75㎡)

※茨城町は管理していない(私道扱い)。

建基法第42条2項

約4m
(舗装有)

1707-18

(6枚目)

1707-203

1707-202

1707-169

約4m
(舗装有)

1707-199

ゴミ置場

1707-207

電柱

1707-208

1707-209

1707-220

1707-210

幅員約6.7m
(側溝含む)

1707-221

防火水槽

1707-223

1707-211

1707-3

電柱

1707-224

1707-225

水

1707-212

1707-227

1707-226

1707-213

電柱

1707-228

1707-218

ゴミ置場

1707-214

幅員約5.1m
(側溝含む)

電柱

カーブミラー

1707-216

1707-230

1707-229

電柱

1707-217

1707-215

建基法第42条1項2号(開発行為による道路)
「アスファルト舗装」

1707-219
町道2350号線

建基法第42条1項2号
※茨城町が管理しているが、
町道認定はされていない。



(写真 1)



(写真 2)



(写真 3)



(写真 4)

令和6年(ケ)第28号

令和6年8月30日提出

追加現況調査報告書

水戸地方裁判所

執行官 大 宮 健 男

標記事件について、下記のとおり追加します。

記

1 関係人の陳述等

東京電力パワーグリッド株式会社担当者

本件土地上の電柱敷地使用料(2020年6月～2025年3月までの分)は、既に本件所有者に支払い済みです。

なお、弊社所在地は、〒310-0042 水戸市自由が丘3番57号です。

2 執行官の意見

上記1記載のとおり

3 調査の経過

(1) 日時：令和6年8月30日(金)午後3時30分

(2) 場所：執行官室(電話)

(3) 方法：上記担当者から聴取

以 上

求 意 見 書

齋 藤 清 人 殿

令和 7年 2月21日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 片 見 光 雄

別紙物件目録記載の不動産につき、売却基準価額を、別紙のとおり変更することについて、意見を求めます。

本書面を受け取った日から5日以内に、下記欄に記載をして提出してください。

意 見 書

売却基準価額の変更は、

- (1) 相当である。
(2) 不相当である。

(3) その他



令和 7年 2月25日

評価人

齋 藤 清 人



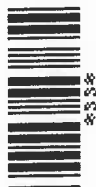
物 件 目 録

- 1 所 在 東茨城郡茨城町大字前田字東原
地 番 1707番3
地 目 宅地
地 積 2244.75平方メートル
(現況)
地 目 公衆用道路一部雑種地



11

(別紙)

[illegible]

令和 6年（ケ）第 28号
令和 6年 3月11日 受 命
令和 6年 3月26日 現地調査
令和 6年 4月22日 評 価
令和 6年 4月30日 提 出

水戸地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
齋藤 清人

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件1	金 820,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する瑕疵担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 積	3頁物件目録記載のとおり	同左 公衆用道路一部雑種地

物 件 目 録

1	所	在	東茨城郡茨城町大字前田字東原
	地	番	1707番3
	地	目	宅地
	地	積	2244.75平方メートル

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R常磐線「水戸」駅の南西方約8.5km（道路距離、以下同じ） バス停「長岡西」の北東方約560m （別添「物件位置図」参照）	
付 近 の 状 況	付近は一般住宅が建ち並ぶ旧来からの住宅地域である。北関東自動車道「茨城町東インター」に比較的近いほか、各種商業施設等に近接しており、日常生活の利便性は良好なエリアである。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 埋 蔵 文 化 財 包 蔵 地 指 定 そ の 他 規 制 等	市街化区域 工業地域 指定60% 指定200% 指定なし なし 地区計画（A-3住宅地区）あり
画 地 条 件	○地積：2244.75m ² （登記）※評価人概測による地積は約880m ² 本地はゴミ置場2箇所及び側溝等を含む道路敷きであり、土地の間口・奥行、形状等は、概ね別添「土地建物位置関係図」の通りである。また、本地の道路部分は建築基準法第42条1項2号（開発行為による道路）となっている。 ○接面状況：上記の通り本地そのものが開発行為による道路敷であり、北側の開発行為による道路と南東側の市道に接続されている。 ○高 低 差：概ね平坦地	
接面道路の状況	（北側）開発行為による道路・建築基準法第42条1項2号道路 ：幅員約4m、舗装有 ※茨城町が管理をしているが町道認定はされていない。 （南東側）町道2350号線・建築基準法第42条2項道路 ：幅員約4m、舗装有 ※セットバック済	
土地の利用状況等	土地所有者が、公衆用道路及びゴミ置場2箇所の態様で所有し占有している。 なお、占有者及び占有権限については「現況調査報告書」記載の通りである。	

供給処理施設	【上水道】本管あり 【ガス】なし 【下水道】なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	公開資料に基づく調査並びに土地使用の履歴等から推定して、土壤汚染対策法に定められた特定汚染物質の影響リスクは低いものと判断される（土壤汚染に関連した市場性修正は行わない）。但し、評価人としての調査には限界があるため、詳細については別途専門調査機関による調査を要する。

特 記 事 項	(1) 筆界未定地及び地積について 本件は筆界未定地であるが、地図(法第14条第1項)と国土調査実施前提出の地積測量図(昭和52年10月15日作成分及び昭和52年11月16日作成分)を照合し、現地概測した結果、当該地積測量図の位置、形状、辺長が概ね現地と一致していることを確認し、本地を凡そ特定することが可能となった。また、地積に関しては、当該地積測量図の地積は残地求積であるため、縄縮みが生じたものであり、当該地積測量図のC A Dによる机上概測及び現地概測を踏まえた地積(約880㎡)が概ね妥当な数量と判断され、個別格差にて当該減価を考慮した。なお、評価人としての測量方法等には限界があるため、正確な地積等については、測量士・土地家屋調査士等による専門調査機関による正確な測量等を要する。 ※筆界未定地とは、土地の筆界が正確に定められず、地図上に境界線が無く誰の土地がどの位置にありどの範囲になるのか分からない状態をいい、本件の原因としては地籍調査の際に土地所有者が参加しない、又は土地の境界の内容について同意が得られなかったため筆界が未定のまま処理されてしまったことが考えられる。筆界未定地になると、分筆・合筆・地積更正・地目変更登記が出来ず、これを解消するには測量及び隣接地所有者との境界立会を伴う地図訂正等の手続きが必要となる。 よって、本件では筆界未定地であることによる市場性減価▲30% (0.70) を考慮した。 (2) 物件1(本件道路等)の扱い及び管理等について 茨城町役場都市建設部道路建設課の聴取によると、本件道路に関しては一切管理をしておらず、当該道路の補修等が必要になった場合にも補修は行わないとの事であり、実質私道扱いとの事であった。したがって、本件土地の需要者は当該筆界未定地が解消される同分譲地内の土地所有者が中心になるものと思料され、一般の需要は想定しにくく市場性の減退に伴う市場性減価▲30% (0.70) を考慮した。 なお、本件道路等を含む開発許可等の内容は以下の通りである(※開発登録簿より抜粋)。 ○開発許可番号：第25号 許可年月日：昭和52年1月29日 総面積：5,146.74㎡ 予定建築物の用途：宅地分譲 工事完了検査番号：第34号 検査済年月日：昭和52年10月12日 (3) 工作物等について 本地内には、電柱6本(契約上は9本)とカーブミラー1本が存する(別添、土地建物位置関係図参照)。なお、上記電柱の土地使用料(2020年6月～2025年3月分)については、東京電力パワーグリッド株式会社から土地所有者へ支払済である。 (4) 地中埋設物の存在について 現状を目視した結果、地中埋設物の存在を覗わせる状況は見受けられなかった。但し、掘削してみないことには詳細は不明である。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	更地価格 (円) ア×イ×ウ=エ
1	26,500	0.04	2,244.75	2,380,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 茨城-1

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $23,400\text{円}/\text{㎡} \times 99.9/100 \times 100/98.0 \times 100/90.0 = 26,500\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位（東＜南西）▲2

◇地域格差：環境条件（居住環境▲10.0）

イ 個別格差：その他条件（私道及び雑種地「共用のゴミ置場2箇所」による減価▲90）

その他条件 縄縮み修正率▲61（概測地積約880㎡÷登記地積2244.75㎡≒0.39）

ウ 地積：登記記載の地積。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,380,000			0.49	0.70	820,000
一括価格 (合計)						820,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：筆界未定地であることによる市場性減価▲30

町が管理していない道路敷で有効需要の減退に伴う市場性減価▲30

オ 競売市場修正：第2 評価の条件記載欄の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 茨城-1

所 在：茨城県東茨城郡茨城町大字長岡字大連寺3318番116

地 目：宅 地

価 格：23,400円／㎡

位 置：J R 常磐線「水戸」駅の南西方約8.8km

価 格 時 点：令和 6年 1月 1日

地 積：205㎡

供給処理施設：水道, 下水道

接 面 街 路：東側4.0m町道(中間画地)

用途指定等：市街化区域 第1種低層住居専用地域(建蔽率40%, 容積率80%)

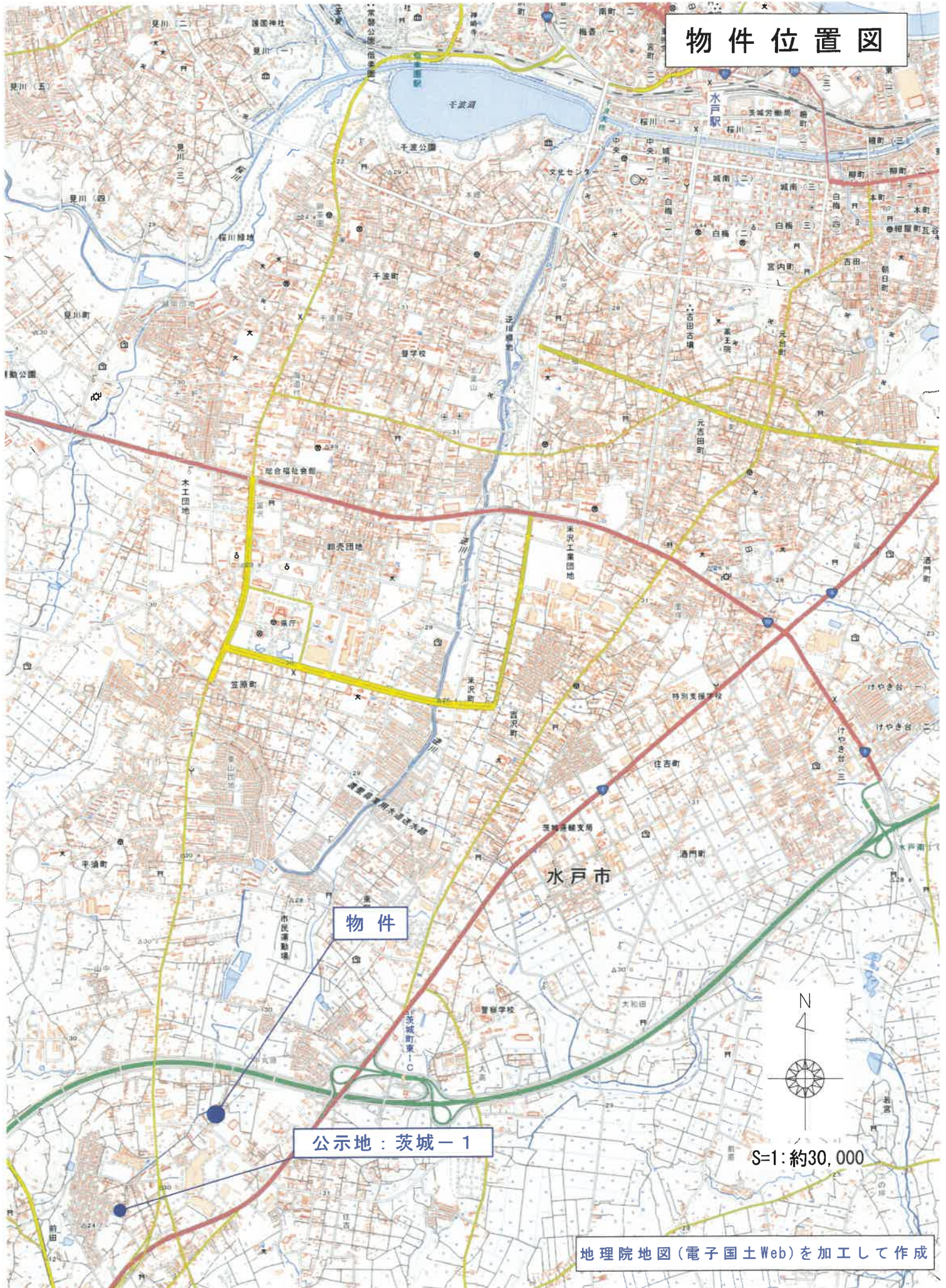
地域の概要：一般住宅のほか農家住宅等も見られる住宅地域

第7 附属資料

1. 物件位置図
2. 周辺見取図
3. 地図(法第14条第1項)写
4. 地積測量図写
5. 土地建物位置関係図

以 上

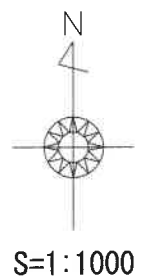
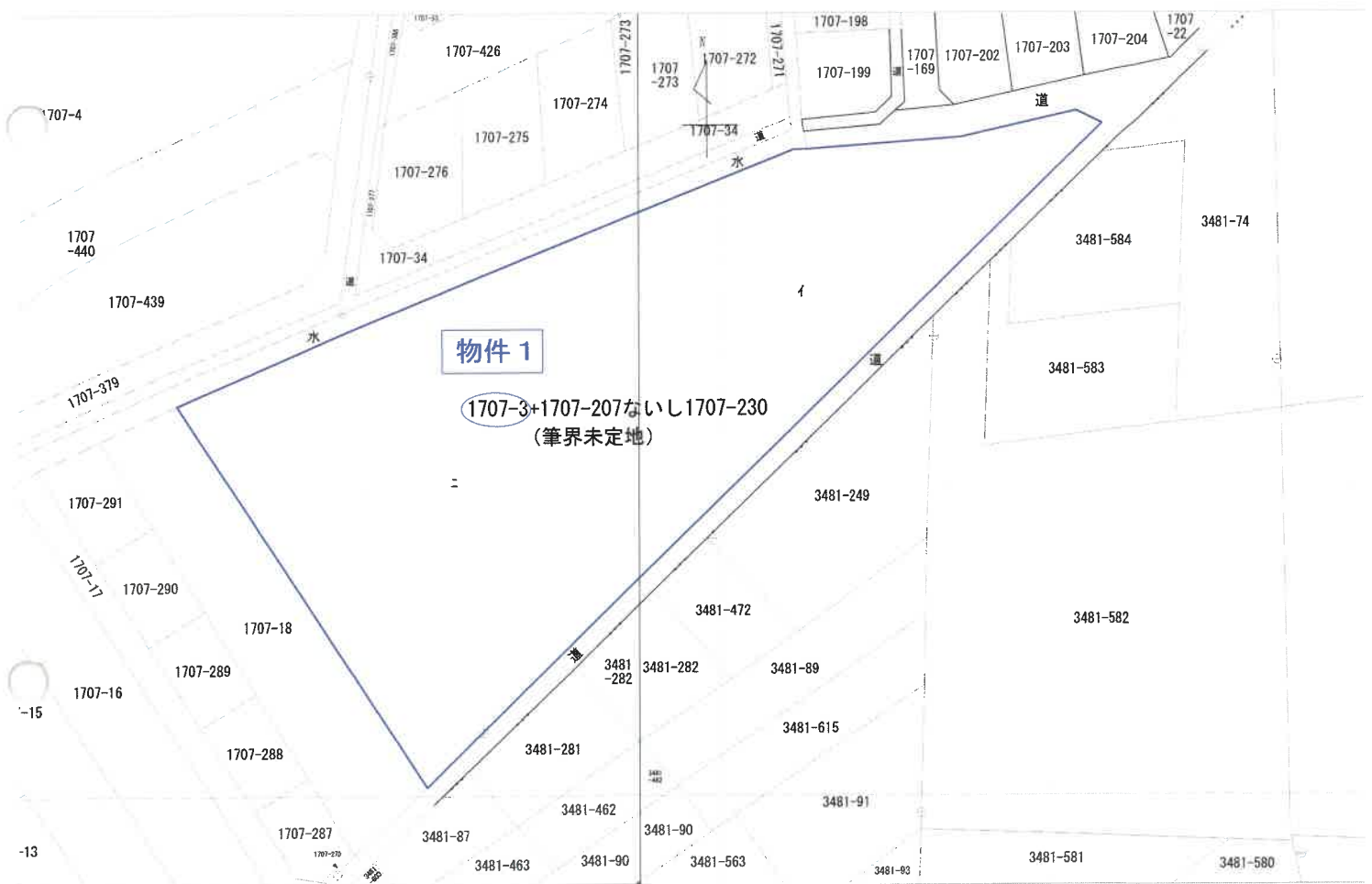
物件位置図



周辺見取図



地図(法第14条第1項)写



物件 1

国土調査実施前提出

1/2

作製年月日
昭和 52 年 10 月 15 日
作製者

境界	境界線の種類
A	アラスカの杭

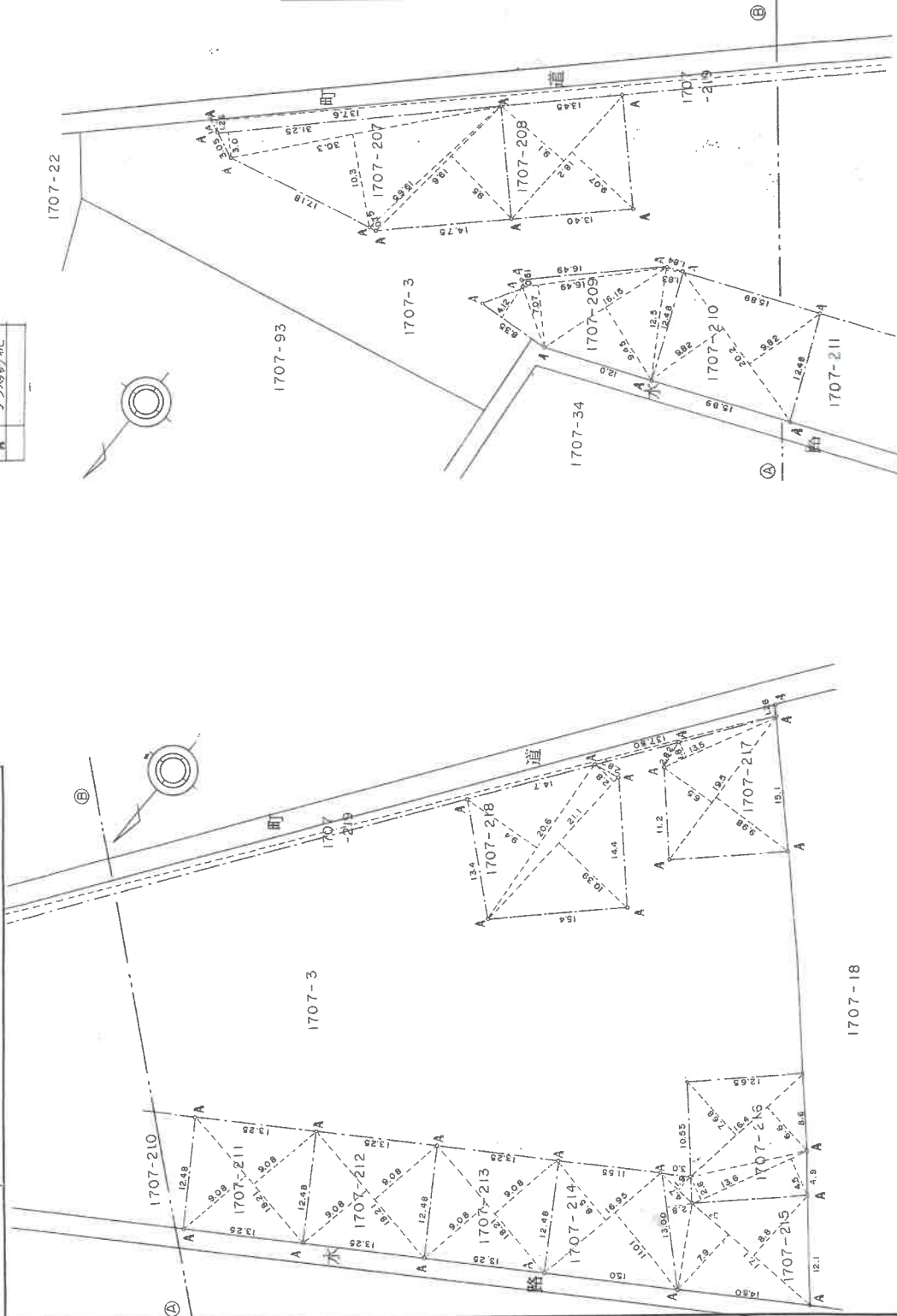
積 量 図

前 1707-3 後

139057

1707-207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219 地

土地の所在 東茨城郡茨城町大字前田字東原



(茨城土地家屋調査士会用紙)

5.52 10.27

縮 尺 1/500

A3版をA4版に縮小

物件 1

2/2

後
前
積
計
測
量
図

139058

1707~207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219

土地の所在 東茨城郡茨城町大字前田字東原

残地

1707-3

6497.94 - 2409.06425 = 4088.87575

4088.87 m²

地積計算

昭和 52 年 10 月 15 日
製作 昭和 52 年 10 月 15 日

底辺	高さ	倍面積	面積
19.6	9.5	186.20	
19.65	0.75	14.7375	
30.3	10.3	312.09	
31.25	3.0	93.75	
		606.7775	303.38 m ²
1707-207		303.38875	
18.2	9.07	165.347	
		330.694	165.34 m ²
1707-208		165.347	
8.35	4.12	34.402	
16.49	0.51	8.4099	
16.49	7.07	116.5943	
16.15	9.45	152.6175	
12.5	1.83	22.875	
		334.8987	
1707-209		167.44435	167.44 m ²
20.2	9.82	198.364	
1707-210		198.364	198.36 m ²
18.21	9.08	165.3468	
1707-211		165.3468	165.34 m ²
18.21	9.08	165.3468	
1707-212		165.3468	165.34 m ²
18.21	9.08	165.3468	
1707-213		165.3468	165.34 m ²
16.95	11.01	186.6555	
1707-214		186.6555	186.66 m ²
17.1	8.8	150.48	
13.0	2.8	36.40	
4.7	1.9	8.93	
		330.90	
1707-215		165.45	165.45 m ²
13.6	4.5	61.20	
16.4	6.6	108.24	
		234.192	
		330.752	
1707-216		165.376	165.37 m ²
19.5	9.98	194.811	
13.6	1.8	24.48	
		345.66	
1707-217		172.83	172.83 m ²
21.1	10.39	218.309	
20.6	9.4	193.64	
		471.949	
1707-218		235.9745	235.97 m ²
137.6	1.26	173.376	
137.8	1.26	173.628	
		347.004	
1707-219		173.502	173.50 m ²

(茨城土地家屋調査士会用紙)

縮尺 1/

A3版をA4版に縮小

地積測量図写

物件 1

地積測量図
前 後
地 積 算 表

139061

地 番 1707~220,~221,~222,~223,~224,~225,~226,~227,~228,~229,~230
土地の所在 東茨城郡茨城町大字前田字東原

地積計算

底辺	高さ	倍面積	面積
13.43	4.6	61.778	
14.60	10.40	151.84	
15.65	7.49	117.2185	
1707-220			165.41825m ²
7.10	3.20	22.72	
15.70	6.80	106.76	
20.40	2.80	269.28	
1707-221			199.36 m ²
6.4	2.10	13.44	
16.20	4.80	74.52	
17.10	5.50	242.82	
1707-222			165.39 m ²
8.90	3.83	64.436	
1707-223			32.218 m ²
16.00	3.80	60.80	
17.60	5.00	204.16	
14.45	4.60	66.47	
1707-224			165.715 m ²
14.70	4.20	61.74	
14.60	9.20	134.32	
15.30	4.50	68.85	
1707-225			132.435 m ²
16.40	9.10	268.64	
9.80	4.40	43.12	
1707-226			165.88 m ²
13.30	4.40	58.52	
17.90	10.60	318.62	
1707-227			188.57 m ²
20.20	8.10	163.62	
24.50	2.30	166.60	
24.20	11.80	285.56	
1707-228			307.89 m ²
13.20	0.9	11.88	
17.50	9.53	319.025	
1707-229			165.4625 m ²
17.80	8.80	311.50	
1707-230			155.75 m ²

残 地

1707-3
4088.87 - 1844.11875 = 2244.75125

2244.75m²

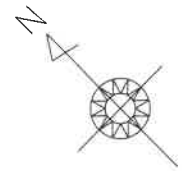
(茨城土地家屋調査士会用紙)

縮 尺 1/

A3版をA4版に縮小

土地建物位置関係図

令和6年(ケ)第28号



S=1:500

※この図面は現地概測等により作成したものであり、実測図ではありません。

物件1

「公衆用道路一部雑種地」
(登記地目は宅地)

評価人概測地積: 約880㎡
(登記地積は2244.75㎡)

※茨城町は管理していない(私道扱い)。

建基法第42条2項

約4m
(舗装有)

幅員約5.1m
(側溝含む)

建基法第42条1項2号(開発行為による道路)
「アスファルト舗装」

水路

ゴミ置場

電柱

1707-208

1707-220

1707-221

防火水槽

1707-222

1707-224

1707-225

1707-226

1707-227

1707-228

1707-218

1707-213

1707-214

1707-215

1707-216

1707-230

1707-229

1707-217

1707-18

1707-203

1707-202

1707-169

1707-199

1707-209

1707-210

1707-211

1707-212

約4m
(舗装有)

幅員約6.7m
(側溝含む)

電柱

1707-223

電柱

電柱

電柱

電柱

カーブミラー

1707-230

1707-229

1707-217